

Canada tax alert

カナダ タックス・アラート

連邦及び州の売上税の統合 (Harmonized sales tax)について

Contents

1. HST導入後の各州の税率
2. 税率の決定
3. サービス提供に係る税率
4. 適用時期
5. クレジットカードについて
6. 商品の返品・交換について
7. ITCの制限
8. ITC制限の計上
9. 電子申告の義務
10. 保険に係る売上税

(このカナダ タックス・アラートはアーンスト・アンド・ヤング カナダ トロント事務所により2010年6月24日に発行されたTax Alert, HST top 10の抄訳となります。)

2010年7月1日、カナダ オンタリオ州とブリティッシュコロンビア(BC)州において、連邦売上税(Federal Goods and Services Tax, "GST")及び、州売上税(Provincial Sales Tax, "PST")が統合されました。カナダでは、以前から商品及びサービスに連邦と州の売上税が課税されていましたが、対象商品によっては、連邦と州の一方だけが課税されるもの、又はその両方が課税されるものがあり、その取扱いが複雑であるという議論がありました。それを解消するために、連邦と州の売上税を統合し、一律の金額を対象商品、及びサービスに課税し簡略化するのが今回の目的のひとつです。また、GSTと異なり、PSTは商品の製造過程で複数回課税され、結果として最終的な顧客の販売価格には見えない形で含まれることとなり、そのことへの批判に対応するのも今回の税制導入の目的です。この統合された売上税(Harmonized Sales Tax, "HST")は、個人や企業に大きな影響を与え、またその影響はHSTを導入していない州に存在する個人や企業にも及びます。今回はHSTの導入に関して、注意しなくてはならない重要な点について、何点か解説いたします。

1. HST導入後の各州の税率

オンタリオ州とBC州は、7月1日付けでHSTを導入しています。これは、すでに導入されているNew Brunswick州、Nova Scotia州、Newfoundland and Labrador州と同様の税制になります。Table Aでは7月1日付の各州の税率をまとめています。

Table A

Province/Territory	GST/HST	PST
British Columbia	12%	
Ontario, New Brunswick, Newfoundland and Labrador	13%	
Nova Scotia	15%	
Alberta, Yukon, Northwest Territories, Nunavut	5%	
Saskatchewan	5%	5%
Manitoba	5%	7%
Quebec	5%	7.5%*
Prince Edward Island	5%	10%*

* GSTを含んだ価格に上記%を適用。

2. 税率の決定

上記のように各州によって異なった税率がありますが、HSTの税率は、商品が発送された場合、その到着地点、または、販売者によって商品が提供された場合、その提供された地点の税率を適用します。例えば、商品が小売業者からオンタリオ州の店頭で顧客に販売された場合、オンタリオ州の13%が適応されます。

また、販売業者が商品を契約に基づいて別の場所の顧客に運送して販売する場合、その顧客が前払いで支払うとしても、運送条件にかかわらず、到着地点の州のHST税率を適用します。例えば、ある会社が商品をオンタリオ州からNova Scotia州に運んで商品を販売する場合、商品の権利の受渡し(FOB)がオンタリオ州であっても、HSTはNova Scotia州の15%が適用されます。

3. サービス提供に係る税率

一般的に、サービス提供の場合におけるHSTの税率は、サービスを楽しむ顧客のカナダ国内の自宅又は企業の住所に基づいて適用されます。この住所は、主たるサービスを提供した提供者が報告した情報で決定されます。

例えば、コンサルティングサービスがオンタリオ州に存在する顧客に提供された場合、すべてのサービスがBC州で行われたとしても、顧客の住所がオンタリオ州しかなかった場合には、オンタリオ州の13%が適用されます。

ただし、上記のルールには例外が多くあります。ある物品と関連したサービスが提供された場合、そのサービスに係る税率はサービスの提供された時に物品が存在した場所によって決定することになります。つまり、オンタリオ州に存在する企業(顧客)のアルバータ州にある機材を修理した場合、その修理に係るHST税率は、アルバータ州の5%が適用されます。

なお、この場合にも、もしその物品が修理のために他の州へ移送された場合は、特別なルールを適用することになります。つまり、機材がアルバータ州からオンタリオ州に修理のために移送され、修理後、サービス提供者によって再びアルバータ州に移送した場合には、実際にサービスが提供されたのはオンタリオ州であっても、アルバータ州のGST税率5%が適用されます。他にも運送、特定のイベント、訴訟、不動産業、インターネットサービス、一部の電話サービスなどで例外があります。

これらのルールは、原則として2010年5月1日から適用され、オンタリオ州、及びBC州の該当企業はその日付に遡って提供したサービスの請求書がすでにQST及びHSTを導入しているQuebec州、New Brunswick州、Nova Scotia州、及びNewfoundland and Labrador州の顧客に発行されている場合には、サービスがそれらの州で行われていなくても、それらの州のHST税率が適用される可能性があります。

4. 適用時期

2010年7月1日以降、オンタリオ州とBC州でHSTが適用となり、原則としてこの2州のPSTが廃止されます。

2010年5月1日以降、上記の税率は、原則として顧客の住所に基づいて決定する規則(New place-of-supply rule)が施行されています。この日からサービスを提供する企業は、HSTが導入された州の顧客の自宅又は企業の住所に基づきHSTを課税し、サービスが実際に提供された場所での課税はなくなります。ケベック州に住所を持つ顧客についても同様に、ケベック州売上税(QST)が課税されることとなります。この日をもって、企業は7月1日以降に販売される商品又は提供されるサービスの支払いに関するHSTの課税を行います。

上記のように、2010年5月1日からの支払いに関しては、関連する商品の販売及びサービスの提供が2010年7月1日以降の場合、HSTが課税されます。さらに、一部の企業及び公共サービス機関においては、後述のITCに制限がある場合、それを2009年10月14日まで遡ってITC(Imput Tax Credit)の制限を分析し、自己申告する必要があります。この自己申告は2010年7月分のGST/HST申告書の中で行います。

このようなHST導入の移行期間においては、提供される商品及びサービスの内容によっては、特別なルールが存在しますので、十分な注意が必要です。(例:商品、サービス、リース又はライセンス契約、無形資産、不動産など)

5. クレジットカードについて

法人名義のクレジットカードで購入した商品については、一定の条件を満たせば、サービスのITC(HST還付)の計算に、実際のITCを計算する方法(Actual method)ではなく、ある定数をかける方法(Factor method)を簡便的に用いることが可能です。

Table Bでは2010年7月1日から施行される様々なHSTの税率に対する上記の定数をまとめています。これらの定数は後述するITCの制限前の数値になります。

Table B

GST/HST rate	Factor
5%	4/104
12%	11/111
13%	12/112
15%	14/114

6. 商品の返品・交換について

2010年7月1日以前に商品を販売し、PSTを顧客から受け取り、顧客が7月1日から10月31日の間に商品の返品又は交換をした場合には、以下の点に留意する必要があります。

- ▶ 商品を返品し全額返金した場合、支払われたPSTも顧客に返金します。
- ▶ 商品が無償で交換が行われた場合には、すでに支払われたPSTを変更せず、HSTが課税されません。
- ▶ 商品の交換を行い、一部返金した場合には、交換された商品に対しては、HSTの州税部分は原則として課税されません。また、返金額に係るPSTは、顧客に返金されます。
- ▶ 商品の交換を行い、追加請求が行われた場合には、追加分に対してはHSTが課税されます。

2010年7月1日以前に、PSTの対象とならない商品を販売し、2010年7月1日以降、同年10月31日以前に、その商品が返品又は交換された場合、返品又は交換された商品がHSTの対象となる場合には、HSTを課税しなくてはなりません。

なお、2010年11月1日以降の返品及び交換については、PSTがすでに支払われていたとしても、HSTが課税されることとなります。

7. ITCの制限

オンタリオ州及びBC州で、商品の購入及びサービスの享受をする大企業は、HSTの州税分に関わるITCの制限を考慮しなくてはなりません。このITC制限は8年間、全面適用されその後3年間に段階的撤廃が行われます。この制限の対象となる商品及びサービスは、以下のとおりです。

- ▶ オンタリオ州、BC州で消費されるエネルギー費(電力など)で商品の製造又は研究開発費と直接的に関係のない部分。便宜的に実証できる範囲内で費用の分配が可能で、一部の製造業者ではITC制限を計算するための簡便法を使うことを選択できます。簡便法を使う場合には、ITC制限の対象となる期間の最初のGST/HST申告で簡便法を用いなければなりません。
- ▶ 自家用車、トラックなど3,000KG以下の車両(オンタリオ州では関連するガソリン代も含まれます。)で一部の部品やサービスも含むもの。定期的修繕はITC制限の対象となりません。
- ▶ インターネットアクセス及びホームページ掲載料を除く通信費。簡便法の適用が可能ですが、そのためにインターネットを利用した特別な申請は必要ありません。
- ▶ 所得税申告で50%制限が適用される食事及び娯楽費(Meals and Entertainment, "M&E")。

なお、上記のITC制限は中古品購入、農業従事者、又は公共団体には適用されません。

8. ITC制限の計上

記帳を簡略化するために、オンタリオ州とBC州のITC制限をそれぞれ別々の勘定科目として考慮することが推奨されます。経費の報告もオンタリオ州とBC州でそれぞれGSTの支払いとITC制限を別々に集計すると分かりやすくなります。Table Cでは企業がITC制限をどのように計上するか例を、オンタリオ州の通信費(Telephone expense)\$1,000の発生に対してHST\$130を払った場合で示しています。

Table C

	Dr.	Cr.
GST/HST paid	\$130	
Telephone expense (\$1,000+\$80)	\$1,080	
Recaptured ITCs - Ontario		\$80
Accounts payable		\$1,130

M&E費に関わるITC制限は特別な配慮が必要になります。Table Dでは、企業がM&E費のITC制限をどのように計算するかについての例を示しています。ITC制限は支払われたHSTの50%に対して計算されている点に注意してください。誤って連邦税部分を5%の50%と計算している企業が、7%又は8%の州税部分のITC制限をそのまま適用するとオンタリオ州及びBC州のITC制限を必要以上に申告していることとなります。正しくは7%又は8%の50%すなわち、3.5%又は4%となります。下記の例では実際に還付対象となるHSTは\$2.5です。

Table D

Meals expense	\$100 + \$13 GST/HST
50% addback	50% x \$13 = \$6.50
Recaptured amount - Ontario	\$6.50 x 8/13 = \$4
Net GST/HST recovery	\$13 - \$6.50 - \$4 = \$2.50

9. 電子申告の義務

福祉団体を除くすべての対象者については、HSTの対象となる商品の年間売上が\$1.5百万カナダドル(税法に規定する一定の関係会社の売上も含む)を超える場合、その対象者は2010年7月1日以降、税務当局のサイトGST/HST NETFILEを使って電子申告をする必要があります。

オンタリオ州とBC州のITCの制限については、別途申告書のスケジュールBを用いて毎期申告します。

2010年7月1日以降、GST/HSTの申告を誤った書式で行った場合には、罰金の対象となることがあります。

10. 保険に係る売上税

保険に関しては一般にGSTは課されませんが、オンタリオ州で発生する一部保険対象について引き続き8%のオンタリオ州PSTが課税されます。この一部保険対象には、企業など団体の生命、健康保険、物損及び損害賠償保険が含まれます。ただし、自動車、海上及び生命保険は、今まで通りGST及びHSTの対象となりません。保険の掛金に関するオンタリオ州PSTの支払いが誤ってITC対象とならないように、各企業は課税対象を正しく把握することが大切となります。

HSTへの移行においては、複雑な要素が多く含まれており、カナダに存在する企業及び個人は、それらの要素を十分に理解している必要があります。

アーンスト・アンド・ヤングでは、売上税を含む間接税の専門家が、一体のチームとなって豊かな知識や経験に基づいたHST対応のお手伝いをさせて頂くことが出来たらと願っております。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先まで連絡頂けると幸いです。

Contact

アーンスト・アンド・ヤング カナダ トロント事務所

牧野 卓司 シニアマネージャー +1 416 941 1765 takuji.makino@ca.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20100722-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなさい。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。